

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

ポイント

- ◎ 施設内感染の防止
- ◎ 災害時の感染症対策
- ◎ 動物由来感染症対策
- ◎ 外国人に対する情報提供等

1 施設内感染の防止

(1) 県及び保健所設置市の役割

県及び保健所設置市は、病院、診療所、社会福祉施設等において、感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果を医師会等の医療関係団体の協力を得つつ、これらの施設の開設者又は管理者等に適切に提供する。

また、医療機関から院内感染事案の報告が保健所にあった場合には、原因究明及び再発防止のため、当該医療機関内に設置した院内感染委員会を中心とした報告を求めるとともに、調査についての助言等を行う。

病原体等の同定検査(細菌・ウイルスの培養等により菌種・ウイルスを特定する検査)については、保健環境センター等において実施するとともに、必要に応じて国立感染症研究所で確認する。

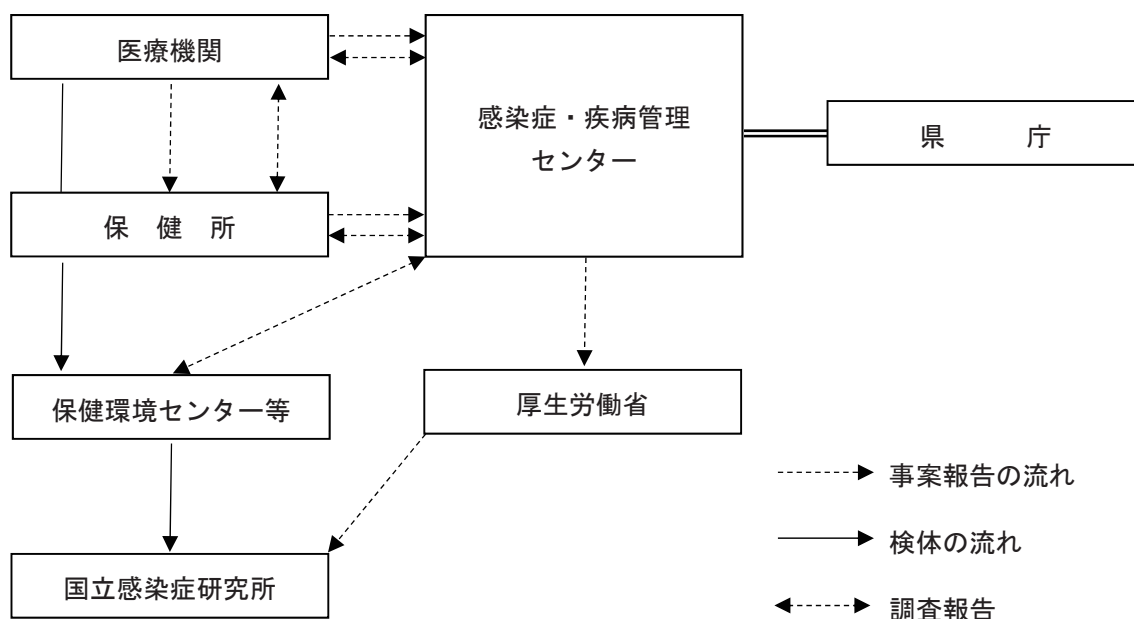


図7 県における事案発生時の検査体制

(2) 医療機関等の役割

病院，診療所，社会福祉施設等の開設者及び管理者は，県及び保健所設置市等から提供された感染症に関する情報に基づき，感染予防に関する必要な措置を講ずるとともに，平時から施設内の患者や職員の健康管理を行うことにより，感染症の早期発見に努める。

院内・施設内感染が発生した場合，院内感染委員会等において情報共有するとともに，所管の保健所等に速やかに情報提供し，まん延防止に係る技術的指導に従う。

さらに，医療機関は，院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに，実際にとった防止措置等に関する情報を，県や他の施設等に提供することにより，その共有化に努める。

なお，社会福祉施設等においても，施設内での感染防止を図るための対策を推進する。

(3) 多剤耐性菌への対応

医療機関から院内感染事案の報告が保健所にあった場合は，原因究明及び再発防止のため，当該医療機関内に設置した院内感染委員会を中心とした報告を求めるとともに，調査についての助言等を行う。

また，病原体等の同定検査については，上記（1）と同様に対応する。

なお，多剤耐性菌の発生状況等は，ホームページ等を通じて，情報提供を行う。

※ 多剤耐性菌とは

多くの抗菌薬（抗生剤）が効かなくなった細菌のことであり，わが国では，カルバペネム系，フルオロキノロン系，アミノグリコシド系の抗菌薬全てに耐性を示す菌株と定義されている。

多剤耐性アシネトバクターやニューデリー・メタロ-β-ラクタマーゼ1（NDM-1）産生多剤耐性菌については，細菌そのものの病原性は弱く，健常者には無害である。

病院等で，抗菌物質により他の細菌が死滅し，薬剤耐性菌のみが生き残った場合，繁殖し影響を与える。このため，患者の病状により元来の疾患が悪化する場合がある。

NDM-1が赤痢などに入ると非常に病原性が強いので，薬剤を多用せず，症状に応じた対症療法による治療を行うこととなる。

表7 薬剤耐性菌感染症の感染症法上の報告状況

	広島県		全国	
	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
◎バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0
◎バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	83	80
○メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	886	526	16,551	16,311
○ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	79	38	2,001	1,895
○薬剤耐性緑膿菌感染症	6	6	128	121

◎：五類感染症(全数把握対象)，○：五類感染症(定点把握対象)

(4) 院内感染への対応の強化

県は、感染症・疾病管理センターに県内の院内感染対策委員会を連絡調整する協議会等を設置して、二次医療圏ごとのICTのネットワーク化や院内感染事案の相談・協力体制を構築するとともに、薬剤耐性アシネトバクター感染症等による院内感染が発生した場合には、保健所長の要請に基づき、疫学専門チームの派遣を行い、保健所と一体となって積極的疫学調査等を実施し、感染症の拡大防止及び早期終息を図る体制を強化する。

2 災害時の感染症対策

災害発生時の感染症の発生予防やまん延防止の措置について、県及び保健所設置市は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであることを考慮して、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生やまん延防止に努める。

その際、県及び市町は、保健所等を拠点として、医療機関の確保、防疫活動、保健活動等の体制を迅速に整備する。

なお、災害時の対応については、広島県地域防災計画に基づき実施する。

3 動物由来感染症対策

(1) 届出義務の周知と情報提供

県及び保健所設置市は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに行えるよう、獣医師又は動物の所有者に対し、感染症法第13条及び第56条の2に規定する届出の義務について周知するとともに、保健所、関係機関及び関係団体との連携を図り、県民への情報提供を行う。

(2) 情報収集

県及び保健所設置市は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査(動物由来感染症の病原体の動物における保有状況に係る調査をいう。)により、広く情報を収集する。

このため、保健所、動物愛護センター、食肉衛生検査所、保健環境センター等、家畜衛生部門等が連携した体制を整備する。

また、感染症の病原体を媒介するネズミ族及び昆虫等の病原体保有検査、病原体を所有している蚊の発生動向調査等の実施により監視体制を強化する。

(3) 関係機関との連携

県及び保健所設置市は、動物由来感染症の予防及びまん延防止のため、動物衛生部門、家畜衛生部門等と連携した体制を整備する。

4 外国人に対する情報提供等

県及び保健所設置市は、国内に居住し、又は滞在する外国人が感染症法や感染症に関する情報を入手できるよう、保健所等の窓口で外国語で説明したパンフレットを備える等の情報提供に努める。

また、発生時に備えて、医療通訳者団体等との連携を確保する。

さらに、感染が疑われる不法入国者等に対しては、検疫所、警察、入国管理事務所等と連携し感染拡大防止策を講じる。